

報告第8号 関連資料
 支払条件の変更について（（仮称）南畑歩道橋桁製作ほか工事）

1 変更理由

（仮称）南畑歩道橋桁製作ほか工事は、3年度にわたって施工予定（令和3年10月～令和5年12月）であるため、令和3年度に約50%、令和4年度に約17%、令和5年度に約33%を執行することを前提に支払限度額を設定しています。

今回は令和3年度に支払予定であった横断歩道橋及び橋脚の製作に係る出来高予定額を令和4年度へ繰り越すため、令和4年度における出来高予定額の増加に伴い、令和3年度に約20%、令和4年度に約47%、令和5年度に約33%を執行する内訳となりましたので、支払限度額を変更します。

2 変更内容

	支払限度額 (単位：千円)	期間
変更前	48,400	令和4年度
変更後	135,520	令和4年度
差額	87,120	

今回は令和3年度と令和4年度の支払限度額を変更するもので、契約金額を変更するものではありません。

3 全体工程

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	備考
準備工	■■■■■			
基礎工		■■■■■		
橋梁製作	■■■■■	■■■■■		
橋梁架設			■■■■■	JR上は別工事
エレベーター工事			■■■■■	別工事
附帯工			■■■■■	別工事

供用開始・踏切閉鎖

4 位置図・配置図・側面図



凡例

発注区分		
工場製作工	明石市	明石市
架 設 工	明石市	J R 西日本

: エレベーター工事は別途発注予定

